

横浜市と連携協定の締結を希望する高齢者等終身サポート事業者 公 募 要 項 (令和8年度協定締結分)

次のとおり、高齢者等終身サポート事業（※１）に関して、横浜市と「連携協定」（※２）の締結を希望する高齢者等終身サポート事業者（※３）（以下、「事業者」という。）を公募します。

- （※１） 高齢者等に対して身元保証等サービス、日常生活支援サービス、死後事務サービス（連携協定対象外）を行う事業のことをいいます。
- （※２） 「２ 連携協定について」をご参照ください。
- （※３） 高齢者等終身サポート事業を行う事業者のことをいいます。

【公募の概要】

公募条件	・「横浜市と連携協定の締結を希望する高齢者等終身サポート事業者 評価基準」（以下、「評価基準」という。）を満たすこと。 ・高齢者等終身サポート事業を現に実施していること。 ・法人格は問いません。ただし、個人では応募できません。 ・事業所の所在地（本店・支店・営業所等）が横浜市内にあることは必要ありません。ただし、利用者へのサービス提供・支援を適切に行うための合理的な範囲であることが必要です。 ・その他、本要項に記載されている事項を遵守すること。
公募期間	令和8年7月28日(火)正午から令和8年9月25日(金)午後5時まで【必着】
応募方法	必要書類を正副8部作成し、公募期間を厳守のうえ、横浜市健康福祉局企画課に提出(郵送、宅配便等)してください。 【提出先】 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番の10 横浜市健康福祉局企画課
評価基準	「横浜市と連携協定の締結を希望する高齢者等終身サポート事業者 評価基準」
提出書類	・公募参加申請書（第1号様式） ・事業計画書（第2号様式） ・その他、第1号様式に記載されている提出が必要な書類
質問等	本公募に関して質問等がある場合は、令和8年8月31日(月)午後5時までにEメールでご連絡ください。質問内容及び質問に対する回答は、市Webページに掲載し、9月11日（金）を最終更新日として、随時更新します。 【質問の送付先】 横浜市健康福祉局企画課 Eメールアドレス kf-kikaku@city.yokohama.lg.jp
選定結果の通知	令和8年12月以降に通知する予定です。

《その他留意事項・補足等》

1 本公募の趣旨

- いわゆる「身寄りのない高齢者等への支援」に関しては、高齢者等終身サポート事業者に代表される民間事業者による様々な取組が行われています。民間事業者での取組を活用しながら、行政と民間が連携して、「身寄りのない高齢者等への支援」に関して取り組んでいく必要があります。
- このため、市が定める評価基準を満たす事業者を公募により選定し、当該事業者との間で市が連携協定を締結し公表することで、市民の皆様が安心して事業者を選べる環境を整え、横浜市における「身寄りのない高齢者等への支援」を進めることとします。

2 連携協定について

- 今回の連携協定の対象は、横浜市民と契約した高齢者等終身サポート事業における「日常生活支援サービス」及び「身元保証等サービス」です。いわゆる「死後事務サービス」については、連携協定の対象外とします。
- ※「日常生活支援サービス」、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」の定義については、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和6年6月 内閣官房ほか）（以下「ガイドライン」という。）のP6「【表1】高齢者等終身サポート事業において提供されるサービスの例」を参照してください。
- 市との間で連携協定を締結する事業者については、市Webページ等で「連携協定を締結している事業者一覧」として公表することを予定しています。
- 今回、事業者との間で締結する「連携協定」は法的拘束力のない、「協力の枠組み」です。このため、本事業に関するすべての法的責任は実施主体である高齢者等終身サポート事業者が負うことになります。また、市は、個々の契約に関して責任を負いませんので、各事業者の責任において契約にあたり必要な事項を適切に説明の上、市民の方と契約を行うようにしてください。
- 本公募による連携協定の有効期間は約2年間とします。

3 評価基準について

- ガイドラインに記載されている「チェックリスト」（ガイドライン最終ページ参照）については、その内容を一般的に理解するのは必ずしも容易ではありません。このため、市民の皆様にとって分かりやすい「事業者選びの基準」を作成することが必要と考え、評価基準を作成しています。なお、評価基準の作成に当たっては、ガイドラインをベースに、市独自の視点も加味しました。
- 評価基準は2年後を目途に見直すことを予定しています。

4 評価基準を満たしてない場合の対応

高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、利用者が安心して当該事業を利用できるようにするためにガイドラインが策定された趣旨を踏まえ、評価基準に沿った事業運営

を行うことが重要です。このため、評価基準を満たしていない場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 評価基準における、評価分類（A）及び評価分類（B）のうち市独自基準のもの

記載内容等から判断して評価基準を満たしていないことが明らかである、または記載されていない(未記入) 場合には、連携協定を締結するための要件を満たしていないものと判断し、連携協定の対象外とします。

(2) 評価基準における評価分類（B）のうち、市独自基準以外のもの

記載内容等から判断して評価基準を著しく逸脱している、または記載されていない(未記入) 場合には、市から高齢者等終身サポート事業者に対して、必要な補正を依頼します。必要な補正を依頼しても、なお、補正がなされない又は評価基準から大幅に逸脱するような場合には、連携協定を締結するための要件を満たしていないものと判断し、連携協定の対象外とします。

(※) 評価基準の区分は次のとおりです。詳細は「評価基準」を参照してください。

なお、連携協定を締結するためには、すべての評価基準を満たす必要があります。

	評価基準
評価分類（A）	1 利用者本人の自己決定の尊重 2 成年後見制度等への移行 3 契約締結にあたっての利用者の意思能力の確認 4 重要事項説明書の作成及び交付 5 契約内容の理解促進に資する取組と、契約書の作成及び交付 6 不当な方法による勧誘行為の禁止 7 契約上の義務を履行したことを確認できる記録の作成 8 情報開示 9 個人情報の適正な取扱い
評価分類（B）のうち、 上記(1)に該当する評価 基準 (ガイドラインをベース にしつつ、市独自の 視点を加味した基準)	10 サービス内容等と利用料金の関係の明確化 11 契約締結時における親族の確認 12 医療に係る意思決定の支援への関与 13 寄付・遺贈の受領禁止 14 費用の前払い金・預り金の原則禁止 15 中途解約した場合の利用料等の返還 16 事業継続 24 財務状況等
評価分類（B）のうち、 上記(2)に該当する評価 基準 (ガイドラインをベース にした基準)	17 地域との連携 18 契約締結時における第三者の立会い 19 利用者の意向に関する定期的な確認 20 利用者名義の通帳等の管理 21 契約の変更・解除 22 利益相反の禁止 23 相談窓口の設置

5 市への実績報告について

連携協定を締結した事業者は、連携協定に基づく契約実績について、毎月、市に報告していただくことを予定しています。なお、横浜市民との間で連携協定の対象となる契約を締結した場合は、すべて連携協定に基づく実績となります。

なお、報告の有無については市 Web ページで公開することを予定しています。また、正当な理由なく、報告を行わない場合は連携協定を解消する場合があります。

(実績報告の詳細については、選定結果の通知時に改めてお知らせします)

6 その他

(1) 利用者に誤認を与えるおそれのある表示の禁止について

評価基準を満たし、本市から選定された事業者は、自社の Web ページやパンフレット等において、「横浜市と連携協定を締結している」旨の記載をすることができます。なお、記載する内容は「●●（事業者名）は、高齢者等終身サポート事業の実施にあたり、横浜市と連携協定を締結しています」といった文言にとどめることとし、自社のサービス内容全般について本市が認可又は保証しているかのような誤解を一般に与えることのないように十分に留意してください。

(2) 暴力団の排除について

横浜市暴力団排除条例に基づき、申請法人の代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、役員名簿を提出していただき、神奈川県警察本部に照会を行います。その結果、該当者がいる場合は、当該事業者とは連携協定の締結を行いません。また、連携協定締結後に該当者がいることが判明した場合は、連携協定を取り消します。

(3) 事業計画書や連携協定書等の自社 Web ページ等への掲載について

評価基準を満たし、連携協定を締結する事業者は、事業計画書に記載した内容に沿った事業運営を行っていただくために、市に提出した事業計画書の概要や本市と締結する協定書について自社の Web ページ等の見やすい場所に掲載してください。なお、Web ページ等を有していない場合は、事業所等の分かりやすい場所に備えつけるとともに、一般の方から閲覧の請求があった場合には、閲覧の用に供することができるようにしてください。

なお、正当な理由なく、Web ページ等への掲載を行わない場合は、連携協定を取り消すことがあります。

7 連絡先

その他、不明な点などがある場合は、次の連絡先までお問合せください。

横浜市健康福祉局企画課 担当 楠田 佐藤

電話 045-671-3662

E メールアドレス kf-kikaku@city.yokohama.lg.jp